



○公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成14年5月13日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
長野県税務電算システム保守業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
  - (1) 名 称 長野県総務部税務課
  - (2) 所在地 長野市大字南長野字幅下692-2
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成14年3月29日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地
  - (1) 名 称 富士通株式会社長野支社
  - (2) 所在地 長野市岡田町215-1
- 5 随意契約に係る契約金額  
43,890,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約の理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第2号

税 務 課

## ○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成14年5月13日

長野県知事 田 中 康 夫

## 1 申請のあった年月日

平成14年4月30日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 ネットプラザ長野

## 3 代表者の氏名

西 澤 盛 永

## 4 主たる事務所の所在地

長野市三輪8丁目46番13号

## 5 定款に記載された目的

この法人は、長野市及び周辺地域の住民を対象として、コンピュータやインターネットを活用した情報化の推進に関する事業を行い、主として高齢者や障害者に対してITを活用した生きがい作りの支援、地域経済の活性化及び地域コミュニケーションの向上に寄与することを目的とする。

生活文化課

## ○公 告

埴科郡坂城町土地改良区の役員について、次のように就退任の届出があった。

平成14年5月13日

長野県長野地方事務所長 会 津 佳 伸

## 理事

## 新任

氏名

住所

滝澤 傳

埴科郡坂城町大字坂城7211番地

## 重任

氏名

住所

小林 亮

埴科郡坂城町大字坂城6305番地

池田 武

埴科郡坂城町大字坂城6154番地1

池田 満男

埴科郡坂城町大字坂城6535番地3

池田 美克

埴科郡坂城町大字坂城1127番地

池田 弘

埴科郡坂城町大字坂城9303番地

## 退任

氏名

住所

林 邦雄

埴科郡坂城町大字坂城7002番地1

## 監事

## 重任

氏名

住所

宮沢 玉平

埴科郡坂城町大字坂城6278番地1

柳沢 敏明

埴科郡坂城町大字坂城9580番地

土地改良課

## ○公告

埴科郡坂城町上沖土地改良区の役員について、次のように就退任の届出があった。

平成14年5月13日

長野県長野地方事務所長 会津佳伸

## 理事

## 新任

氏名

住所

中嶋 博隆

埴科郡坂城町大字中之条848番地1

退任

氏名

住所

池田 袈裟義

埴科郡坂城町大字中之条586番地1

土地改良課

## ○公告

飯山市による下境地区の土地改良事業施行協議は、審査した結果適当であると決定したので、次のように縦覧に供する。

平成14年 5月13日

長野県北信地方事務所長 小林 一 美

## 1 縦覧に供する書類

- (1) 条例の写し
- (2) 土地改良事業計画書の写し

## 2 縦覧の期間

平成14年 5月14日から 6月10日まで

## 3 縦覧の場所

飯山市役所

土地改良課

## ○公告

飯山市による藤沢地区の土地改良事業施行協議は、審査した結果適当であると決定したので、次のように縦覧に供する。

平成14年 5月13日

長野県北信地方事務所長 小林 一 美

- 1 縦覧に供する書類
  - (1) 条例の写し
  - (2) 土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間  
平成14年5月14日から6月10日まで
- 3 縦覧の場所  
飯山市役所

土地改良課

○公 告

下高井郡木島平村における県営大塚沖地区土地改良事業の施行に伴う換地計画を定めたので、次のとおり縦覧に供する。

平成14年5月13日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 縦覧に供する書類  
県営大塚沖地区土地改良事業換地計画書の写し
- 2 縦覧の期間  
平成14年5月14日から6月10日まで
- 3 縦覧の場所  
下高井郡木島平村役場

農村整備課

## ○公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができる。

平成14年 5月13日

長野県知事 田 中 康 夫

## 1 都市計画の種類及び名称

飯田都市計画道路 3・3・4号羽場大瀬木線

## 2 都市計画を定める土地の区域

昭和62年長野県告示第833号の土地の区域のうち、飯田市羽場町4丁目、松川町及び鼎切石の各一部を変更する。

## 3 都市計画の案の縦覧場所

長野県土木部都市計画課、長野県飯田建設事務所及び飯田市役所

## 4 縦覧期間

自 平成14年 5月13日

至 平成14年 5月27日

都 市 計 画 課

平成14年 5月13日発行 長野県報（毎週月・木曜日発行。ただし、休日の場合は翌日）  
大正2年10月16日第3種郵便物認可（購読料（送料とも）1か月2,038円）



みんなのために 未来のために

**NAGANO**

思いやり 広がる人の和 地域の和

発 行 所 長野県総務部法規学事課印刷係

〒 380-8570 （県庁専用番号）

長野市大字南長野字幅下692の2

電話 026 (235) 7061



古紙配合率70%

白色度70%再生紙を使用しています